

別紙1
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	GX推進法施行令第1条において、排出量の算定に当たって必要な二酸化炭素の量への換算係数等の技術的事項について経済産業省令に委任されているが、当該省令の策定に当たって、既存の類似制度であるSHK制度や省エネ法に基づく報告で措置されている事項と重複する部分があるため、新たな事務負担が生じないよう配慮いただきたい。	今後、既存のSHK制度や省エネ法に基づく報告との整合性の観点も踏まえながら、排出量の算定に係る技術的事項について経済産業省令で規定する予定です。
2	GX推進法施行令第3条において、排出目標量の設定方法を実施指針に委任されているが、具体的設定方法を定める際には、各産業の実態に見合う強度を意識し、また、既に削減努力を継続してきた企業が不利にならないよう配慮すること。	排出枠の割当てについては、業種別に設定するベンチマークに基づく割当て(業種別に目指すべき排出原単位を設定)などを通じて、業種特性等を考慮した仕組みとする予定であります。ベンチマークに基づく割当てでは、事業者が過去に実施した削減努力についても、ベンチマークの排出原単位の算定時に織り込まれるため、過去の削減努力が勘案される仕組みになっております。また、ベンチマークが設定されない業種においても、制度開始前の削減努力などを勘案し割当量を追加する仕組みを検討しております。
3	GX推進法施行令第4条における「変更があったと認められる事実」に応じて調整する排出枠の量の具体的な算定方法について、省令又は要領等で明確にしていきたい。	調整する排出枠の量の具体的な算定方法については、GX推進法第32条に基づく実施指針等で明確にする予定です。
4	GX推進法施行令第6条では、参考上限価格による支払いによる義務履行を認める場合の取引が困難である状況の具体的な状況について規定されているが、同条第2号については「数量が著しく少ない場合」と抽象的であり、排出枠を調達する必要がある事業者にとって、参考上限取引価格相当の負担金を支払うことが認められるのか予見が困難であると考えます。そのため、第6条第2号を「各年度の保有義務履行期限の直前の市場取引において参考上限取引価格で入札しても約定しない場合」と具体化してはどうか。	いただいた御意見は、来年度予定している排出枠取引市場に関する制度設計の際の参考にさせていただきます。
5	GX推進法施行令第9条第1項において定める経済産業大臣が確認業務を行う場合の手数料の額は極めて高額であり、この額を登録確認機関が参照し、各機関が価格を設定することにより、排出量取引制度上、必要不可欠である第三者機関の確認のための金銭的負担が過度となる恐れがある。額の算定根拠や考え方を示すとともに、当該手数料の額を下げることを検討いただきたい。また、制度開始後においても、市場において健全な競争がなされるよう、政府は価格の動向を監視し、必要に応じ、適切な措置を講じていただきたい。	経済産業大臣(国)が確認業務を実施するのは、登録確認機関が全くない場合などの非常時のみの想定です。国が確認業務を行わざるをえないような非常時における手数料は、明瞭で簡潔であるべきであるため、原案は、排出規模によるシンプルな設計に基づく額としております。一方で、登録確認機関は、排出規模以外にも業種や設備、工場の数などを踏まえた工数に基づき、事業者別に額を算定すると考えられます。そのため、非常時以外に確認業務を行う登録確認機関が、非常時に国が確認業務を行う場合の算定の考え方を参考にすることは適切とは言えず、その額を前提とすることも適切ではないと考えます。また、GX推進法上、登録確認機関は業務規程に手数料の額の算定方法を記載することになっており、業務規程が適切でない場合は、経済産業大臣は業務規程の変更を求めることができるようになっております。そのため、上記のような適切でない方法で手数料を設定している場合には業務規定の変更を求めることとなります。なお、国が確認業務を実施する場合における手数料の額については、国が実施する場合の人員費の単価等を定める要領(各種手数料の適正化と費用負担の公平性を担保するためのもの)等に基づき、人員費や庁費、物件費、旅費を積算し、算定しております。
6	資源法施行令第4条第1項において定める再生プラスチックの定義を明確にいただきたい。「副産物」の詳細な定義や、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、バイオ由来を含めた再生処理全般が広く対象となること、マスマランス方式の活用による再生プラスチックを認めることを明記いただきたい。	再生プラスチックの範囲に関しては、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の計画の作成及び定期の報告に係るガイドラインにおいてその詳細を定める予定です。
7	資源法施行令第4条第2項第1号において定めるプラスチック製容器包装について、「主務省令において定めるものを除く」とされているが、食品衛生法等の制約から食品、医薬品用途の容器包装は除外することを主務省令で明確にいただきたい。食品容器包装に関する議論に当たっては、食品業界のみならず、食品容器包装向けの再生プラスチックについて科学的根拠等に基づく供給可能性・実態等を幅広く、かつ、十分踏まえた上で行うようにしていただきたい。また、食品衛生法では、再生材を食品包装材料に使用する際の安全性担保は包装材料メーカーに責任があるが、現時点では再生材中の残留物基準や分析方法及び国内分析機関の体制が不十分である。食品容器包装を本制度の対象とする場合には、これらの整備を先行していただきたい。	プラスチック製容器包装については、多種多様な容器包装が存在しますが、現時点において直ちに脱炭素化再生資源の利用が困難な用途(食品や医薬品等に係るもの)が存在するため、指定脱炭素化再生資源利用促進製品として規定するプラスチック製容器包装の定義から主務省令で定めるものについてその対象から除くことを想定しています。今後、食品の容器包装を対象として検討する際には、業界と協議の上検討を進めていく予定です。
8	資源法施行令第4条第2項第1号において定めるプラスチック製容器包装について、「主務省令において定めるものを除く」とされているが、再生材市場を活性化するためにはプラスチックを最も多く使用している食品容器包装を本制度の対象とすることが重要であるため、なるべく早期に対象としていただきたい。	食品容器包装はプラスチック製容器包装全体に占める割合が大きいことから、プラスチックの国内循環を図る上で重要と考えています。食品業界の実態を踏まえつつ、今後、議論していく予定です。
9	資源法施行令第4条第2項第1号においてプラスチック製容器包装の定義について、「プラスチック製の容器及び包装であって、当該容器及び包装に入れられ、若しくは当該容器及び包装で包まれた商品が費消され、又は当該容器と分離された場合に不要になるものをいい、主務省令で定めるものを除く。」と規定されているところ、使用済み容器等を「再利用」し「再資源化」を促進するという趣旨に鑑みれば、「不要」という表現は適切ではないと考えるため「不要になるもの」ではなく、「本来の費消対象ではなくなるもの」等、表現を工夫いただきたい。	プラスチック製容器包装の定義に関しては、商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に、プラスチック製容器包装が不要となった上で、再商品化・再資源化等を行うことで不要でなくなるの理解であるため、当該表現で問題ないと考えております。
10	資源法施行令第4条第2項第2号において定める自動車に関して、再生プラスチックの供給側の質や量の確保について具体的な見通しが現状では立っておらず、また再生プラスチックの実績報告に必要な集計システムの構築が2031年以降となる見通しであるため、報告義務の運用について国際ルールや供給体制の整備状況を踏まえて段階的な運用をお願いしたい。	指定脱炭素化再生資源利用促進製品として自動車を指定することとしていますが、定期報告義務の運用に当たっては、サプライチェーンの複雑さや国際ルールの整備状況等の業界特性を考慮しながら運用していきたいと考えています。また、再生プラスチックの供給体制の整備にも取り組んでまいります。
11	資源法施行令第4条第2項について、アクリル製の展示用ディスプレイ等、ライフサイクルの短いプラスチック使用製品についても対象として含めることが望ましい。	再生プラスチックの利用に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品の選定に当たっては、①再生プラスチックを利用することによる二酸化炭素の排出量の削減効果が大きい製品であること、②技術的・経済的に当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用できる状態にあるが、市場に任せては利用されないこと、を要件としています。今後の対象製品の拡大に当たっては、当該要件を踏まえてその必要性を検討してまいります。
12	資源法施行令第7条において指定再資源化製品として定める「電源装置」について、リチウムイオン電池を含む電源装置のうち、リチウムイオンが多く含まれる対象物を洗い出し、その「電池容量」「大きさ」「主たる機能」「構造」といった観点から、「電源装置」の範囲を定義付けしてはどうか。	今回、指定再資源化製品として追加する「電源装置(リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。)」については、一般的に呼称される「モバイルバッテリー」を想定しております。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
13	資源法施行令第7条において定める指定再資源化製品について、既に指定再資源化製品となっている密閉型蓄電池については、(一社)JBRCが協力店などで回収しているが、回収拠点数が少ないこと、会員の製品以外は回収しないこと、会員の製品であっても破損・膨張した電池は回収しないことなどの課題がある。そのため、密閉型蓄電池及び新たに回収義務の対象となる3品目(電源装置(リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。)、携帯電話用装置・加熱式たばこデバイス)について、量販店だけでなく住民に身近な販売店等の回収拠点を拡大し、分かりやすく明示すべきである。また、事業者団体の会員以外の製品や破損・膨張した電池も含めた回収等、すでに流通している製品も含め、製造事業者等に対して回収の実効性を高める措置を講じるべきである。今回追加となる3品目以外の多くの内蔵製品は依然として回収義務の対象外となっている。そのため、資源有効利用促進法における回収義務の対象となる内蔵製品を更に追加するなど、製造事業者等による自主回収・再資源化ルートを早急に拡大すべきである。	ご指摘の回収拠点の拡大や回収の実効性の確保については、資源有効利用促進法の趣旨を踏まえ、必要な取組を図ってまいります。なお、今回指定する3品目以外の製品については、本年8月12日開催しました「第12回産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会」において、リサイクル現場等における火災事故の原因調査の結果等を踏まえつつ、製品の流通実態の把握等を行い、指定に係る検討を行うこととする旨説明しております。
14	資源法施行令第16条及び第17条において定める生産量・販売量の要件については、法施行後も継続的に事業者及び事業者団体との協議を行い、今後足りる要件を引き下げること視野に入れつつ、その効果・妥当性を検証していただきたい。	指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の計画の作成に係る生産量又は販売量の要件については、より幅広い事業者を対象としていく観点から、施行後見直しを実施していきます。
15	資源法施行令第16条及び第17条で記載される生産量・販売量の数量要件に関し、「プラスチック製容器包装」の要件1万トンについては、資源法の趣旨である再生資源の利用促進に鑑み、これに満たない事業者においても同法で定める事項の対応を努力義務とすることを明記することが望ましいと考える。	再生プラスチック利用に関する計画の提出、定期の報告及び勧告の対象となるのはプラスチック製容器包装の生産量・販売量が1万トン以上の事業者が対象となりますが、今後主務省令において、当該要件以下の事業者も含めたすべての事業者が再生プラスチック利用に関し取り組むべき事項として、「プラスチック製容器包装の製造事業者等の判断の基準となるべき事項」を定める予定です。
17	資源法施行令第30条において定める加熱式たばこデバイスに係る生産量又は販売量について、「10万台以上」としてはどうか。	加熱式たばこデバイスについては3社しかない状況であり、「30万台以上」は当該3社をカバーするものとして適切なものだと考えております。
18	資源法施行令第30条において定める電源装置及び携帯電話装置に関する勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件については、現行資源法(指定再資源化製品(リチウム蓄電池)を部品として使用する製品)に基づいて設定されているが、加熱式たばこデバイスも含め、流通量に占める回収義務対象製品の割合など、要件の妥当性について定期的に検証の上、必要に応じて見直しを行い、回収の実効性を高めるべきである。	状況に応じ、実態等を踏まえて見直しの必要性を検討してまいります。
19	資源法施行令第37条第1項において、「報告させることができる」と記載されていることの意味は、原則任意提出だが、場合によっては政府の求めにより報告をさせることもあるという意味か。	資源法施行令第37条の規定は、資源法第63条第2項の規定により、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対し、その製造又は販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る業務の状況につき、主務大臣が報告させることができることであることと規定したものです。
20	資源法施行令第42条第1項において「指定省資源化製品の修理及び賃貸の事業」が加えられて、別表第3の3、6及び8から14が対象として定められていますが、加えた「修理及び賃貸の事業」については事業者の要件(事業台数)が不明確であり、設ける必要があるのではないか。	「修理及び賃貸の事業」を行う者は、製造事業者又は輸入販売事業者によって市場に供給された製品に係る資源の有効利用等に資する取組を行う者としての位置付けであり、勧告等の対象として規制することは考えておりません。
21	ソーラーパネルはリサイクル技術が既に開発されているため、ソーラーパネルのリサイクルを法律で義務化することを求める。	2030年代後半以降に排出量の顕著な増加が見込まれる使用済太陽光パネルについて、その適切なリサイクルを推進することは重要です。経済産業省は、環境省と連携し、使用済太陽光パネルの適切なリサイクルのための制度的対応について、法制的な見地からの検討を行っており、引き続き検討を進めてまいります。